

仙台市立病院レストラン運営事業者募集要項

1 趣旨

この募集要項は、仙台市立病院内の、レストランを運営する事業者として、当院と優先的に契約交渉を行う者（以下「優先交渉権者」という。）を公募により選定するため、必要な事項を定めるものです。

病院という環境を踏まえながらもその雰囲気を感じさせないアメニティにあふれるサービスを提供し、病院を利用される方のサービス向上と職員の福利厚生の実現を図るとともに、一般客にも喜ばれるレストラン運営を期待しています。

2 優先交渉権者選定の方法

優先交渉権者の選定は、公募型プロポーザル方式によります。

3 募集事業の概要

- (1) 事業名 仙台市立病院レストラン運営事業
- (2) 設置場所 仙台市立病院（仙台市太白区あすと長町一丁目1番1号）
厚生棟2階 ※別添資料「2F平面図」参照のこと
- (3) 店舗面積 305.25 m²

(一般客席 117.63 m²，職員用席 92.70 m²，厨房 75.91 m²，事務室等 19.01 m²)
- (4) 事業内容 当院が店舗用区画として指定する場所において、「仙台市立病院レストラン運営要求水準書」（以下「要求水準書」という。）に定める貸付期間中に、レストランの運営（運営に必要な調理器具類，食器等の調達を含む。）及び維持管理等の業務を行った後、原状回復を行うことまでを事業内容とする。
- (5) 契約形態 店舗の運営及び維持管理等を条件とする借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に基づく定期建物賃貸借契約
- (6) 賃貸借料 7ページ19（4）及び要求水準書4ページ6のとおり
- (7) 契約期間 平成31年4月1日から平成35年度末まで
- (8) 運営等条件 要求水準書のとおり

4 スケジュール

主な日程は下記のとおりです。

(1) 募集要項の交付開始	平成 30 年 10 月 19 日(金)
(2) 説明会	平成 30 年 10 月 29 日(月)
(3) 質問受付期間	平成 30 年 10 月 30 日(火)～11 月 5 日(月)
(4) 質問への回答	平成 30 年 11 月 12 日(月)
(5) 参加表明書の提出期限	平成 30 年 11 月 19 日(月)
(6) 企画提案書の提出要請	平成 30 年 11 月 26 日(月)
(7) 企画提案書の提出期限	平成 30 年 12 月 10 日(月 金)
(8) プレゼンテーション及びヒアリング	平成 30 年 12 月下旬 (予定)
(9) 選定結果通知	平成 31 年 1 月上旬 (予定)

5 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、事業契約期間にわたり確実に業務を遂行する能力を有する者とし、次に掲げる全ての条件を満たしていることを必要とします。

(1) 事業実績のある者

応募時点において、3年以上継続して飲食店営業（一般食堂、仕出し店、弁当屋、レストラン、カフェその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいう。）の実績があり、かつ、安定した経営能力を有していること

(2) 許認可等の取得者

営業に関し必要な食品衛生法ほか関係法令に基づく許認可等を営業開始までに確実に取得できる者であること

(3) 欠格要件のない者

次の①から⑧までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て中又は更生手続中の者
- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中の者
- ④ 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成 18 年 12 月 28 日病院事業管理者決裁）第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けている者
- ⑤ 平成 27 年 4 月以降に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に規定する罰則の適用を受けたことのある者
- ⑥ 国税、県税及び市町村税を滞納している者
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当する者

- ⑧ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

6 募集要項の交付期間及び入手方法

(1) 交付期間

平成 30 年 10 月 19 日（金）から平成 30 年 11 月 16 日（金）までの期間

(2) 交付方法

当院ホームページからダウンロードしてください。

URL : <https://hospital.city.sendai.jp/>

7 説明会

応募を希望する事業者を対象として、以下のとおり説明会を行います。

(1) 日時

平成 30 年 10 月 29 日（月）午前 10 時 30 分から

(2) 場所

当院 3 階第 3 会議室

(3) 参加申込期限

平成 30 年 10 月 25 日（木）午後 5 時まで

(4) 申込方法

説明会参加申込書（様式 1）に必要事項を記入の上、8 ページ「21 書類提出先」で電子メール又は FAX によりお申込みください。なお、会場の都合上、参加者は 1 社 3 名までとします。

8 募集要項等に関する質問及び回答

募集要項等の内容等に質問がある場合には、質問書（様式 2）に必要事項を記入の上、下記により提出してください。電話や来院による質問は受け付けません。

(1) 提出期間

平成 30 年 10 月 30 日（火）から平成 30 年 11 月 5 日（月）午後 5 時まで

(2) 提出先

8 ページ「21 書類提出先」

(3) 提出方法

電子メールでのファイル添付又は FAX により提出してください。なお、電子メール又は FAX 送付後、必ず電話で届いていることの確認をしてください。

(4) 回答

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると判断される場合を除き平成 30 年 11 月 12 日（月）までに当院のホームページに掲載します。

なお、質問書に対する回答は、本要項等の追加または修正とみなします。

9 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書等下記の書類を提出し、参加資格の審査を受けてください。

なお、参加表明書等の提出者が多数に及んだ場合、当院は、下記提出書類等を参考に、企画提案書の提出要請を行うもの（4 ページ「10 参加資格の審査結果の通知」及び5 ページ「12 企画提案書等の提出」参照）をあらかじめ5 者程度に選定する場合があります。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式 3）
- ② 事業実績調書（様式 4—①，4—②）
- ③ 税務署発行の納税証明書「その 3 の 2」又は「その 3 の 3」（直近のもの）
- ④ 発行後 3 ヶ月以内の商業登記簿謄本（法人の場合）
- ⑤ 発行後 3 ヶ月以内の身分証明書（個人事業主の場合）

※ 身分証明書は破産していないことの証明であり、本籍地の市町村において発行される。

- ⑥ 発行後 3 ヶ月以内の登記されていないことの証明書（個人事業主の場合）

※ 登記されていないことの証明書は、成年被後見人又は被保佐人の記録がないことの証明であり、法務局において発行される。

- ⑦ 財務諸表類の写し（直近のもの）

- a) 法人の場合は、貸借対照表、損益計算書など経営実績がわかるもの
- b) 個人事業主の場合は、所得税確定申告書の写し

- ⑧ 会社概要又は事業概要等

※ 応募企業の事業内容、事業の経歴、概要がわかるもの。パンフレット等でも可。

- (2) 提出期間 平成 30 年 11 月 13 日（火）から平成 30 年 11 月 19 日（月）午後 5 時まで

- (3) 提出先 8 ページ「21 書類提出先」

- (4) 提出部数 各 1 部

- (5) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等確実な方法に限る）で提出してください。

持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前 9 時から午後 5 時までの時間とします。また、郵送の場合は提出期間中必着とします。

10 参加資格の審査結果の通知

審査の結果、本プロポーザルへの参加資格があると認められ、当院が企画提案書の提出要請を行うこととして選定された者には、平成 30 年 11 月 26 日（月）までに当該提出要請を文書により通知します。

また、提案者として選定されなかった者に対しては、選定しなかったこと及びその理由を書面

により通知します。

11 参加資格がない又は提案書の提出要請を行わないと認めた理由の説明請求の受付

審査の結果、本プロポーザルへの参加資格がないと認められた者及び企画提案書の提出要請を行わないこととされた者は、下記のとおり、その理由について、文書（任意様式）により、当院に説明を求めることができます。

当院は、請求を受けた日の翌日から7日以内に、文書により回答します。

- (1) 受付期間 平成30年11月27日（火）から平成30年12月3日（月）午後5時まで
- (2) 提出先 8ページ「21書類提出先」
- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等確実な方法に限る）で提出してください。
持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前9時から午後5時までの時間とします。また、郵送の場合は提出期間中必着とします。

12 企画提案書等の提出

企画提案書の提出要請を受けた者は、企画提案書等下記の書類を提出してください。提出後、この企画提案の内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書（様式5）
 - ② 別添「企画提案内容書及び評価項目」に沿って作成する企画提案内容書
- (2) 提出期間 平成30年11月27日（火）から平成30年12月10日（月）午後5時まで
- (3) 提出先 8ページ「21書類提出先」
- (4) 提出部数 各10部
- (5) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等確実な方法に限る）で提出してください。
持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前9時から午後5時までの時間とします。また、郵送の場合は提出期間中必着とします。

13 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案の内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション」という。）を実施します。

- (1) 日程及び場所等

後日、文書で通知します。

(2) 留意事項

- ① 時間は、1 提案者あたり 30 分程度を予定しています。(プレゼンテーション 15 分・ヒアリング 15 分)
- ② 参加表明書の受付順に行います。
- ③ プレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とします。
- ④ プレゼンテーションに参加できる人数は 5 名以内とします。
- ⑤ プレゼンテーションに用いる資料は、企画提案内容書のみとなりますので、ご注意ください。(プロジェクターの使用も不可とします。)

14 企画提案書等提出及びプレゼンテーションの辞退

企画提案書の提出要請後、企画提案書の提出を辞退する場合、又は企画提案書等の提出後、プレゼンテーションを辞退する場合は、企画提案書等の提出期間又はプレゼンテーションの実施日前までに、文書（任意様式）により、辞退届を提出してください。

15 審査

優先交渉権者の選定の審査は、仙台市立病院レストラン運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行います。

16 事業者の選定

(1) 選定方法

提出書類及びプレゼンテーションを踏まえて、評価基準に基づき、選定委員会が総合的に審査の上、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者とし、第 2 位の企画提案を行った者を次点者とします。

(2) 選定結果の通知及び非選定理由の説明

- ① 選定結果は提案者全員に書面により通知します。(平成 31 年 1 月上旬予定)
- ② 提案者のうち選定されなかった者に対しては、選定しなかったこと及びその理由（非選定理由）を書面により通知します。
- ③ 非選定理由の通知を受けた提案者は、通知の日の翌日から起算して 7 日以内に非選定理由についての説明を書面により病院事業管理者に求めることができます。
- ④ 非選定理由についての説明を求められたときは、その翌日から起算して 10 日以内に、書面により回答します。

17 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 提出期限を過ぎた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (3) 特別の事情なくプレゼンテーションの開始時間に遅れた者又は出席しなかった者
- (4) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、募集要項に定める手続き、方法等を遵守しない場合

18 選定後の手続き

- (1) 優先交渉権者と、別途本事業実施に関する契約の締結に向けて協議を行います。
- (2) 優先交渉権者との間で契約締結に至らなかった場合には、次点者を最上位に繰り上げ、(1)と同様の協議を行います。

19 契約に関する事項

- (1) 契約手続き
要求水準書及び優先交渉権者の企画提案に基づく、店舗の運営及び維持管理等を条件とする借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に基づく定期建物賃貸借契約を締結します。
- (2) 契約締結時期及び期間
締結時期 平成31年3月（予定）
契約期間 平成31年4月1日から平成35年度末まで（当該期間には、店舗開業に向けた準備、閉店に伴う原状回復の期間を含めます。）
- (3) 開店時期
提案者が企画提案において開始日とした日を基本とし、協議により決定します。
- (4) 賃貸借料
下記①、②、③を合算した額
① 当院が要求水準書において設定した基準額及び提案者が企画提案においてこれに加算することとした額
② 光熱水費等事業運営に必要な費用で当院が負担した額
③ ①、②に対する消費税相当額

20 その他

- (1) プロポーザルに関して用いる言語は日本語、金銭の支払いに用いる通貨は円、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。

- (2) 公募開始の日から事業者の選定が終了するまでの間、選定委員会の委員及び担当部局関係職員に対する営業活動を禁止します。
- (3) 参加表明書がその提出期間までに到達しなかった場合は、企画提案書を提出することはできません。
- (4) 本プロポーザルに要する費用は、申込者の負担とします。
- (5) 提出書類は返却しません。
- (6) 提出書類は、提出者に無断で、事業者選定の用以外の目的に使用しません。ただし、提出書類は仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号）に基づき公開する場合があります。なお、公表の際の使用料等は無償とします。
- (7) 提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求めることがあります。
- (8) 提出後の書類の差し替え、変更、再提出及び追加は認めません。ただし、記載漏れ等につき、当院が補正を求めた場合を除きます。
- (9) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした場合は、その者に対して指名停止その他の措置を講ずることがあります。
- (10) 参加者は、選定委員会の審査結果に対し苦情を申し立てることができません。

21 書類提出先

〒982-8502

仙台市太白区あすと長町一丁目 1 番 1 号 仙台市立病院経営管理部財産管理課

電話 022-308-7111（内線 2142）

FAX 022-308-7153

e-mail : kanzai@hospital.city.sendai.jp